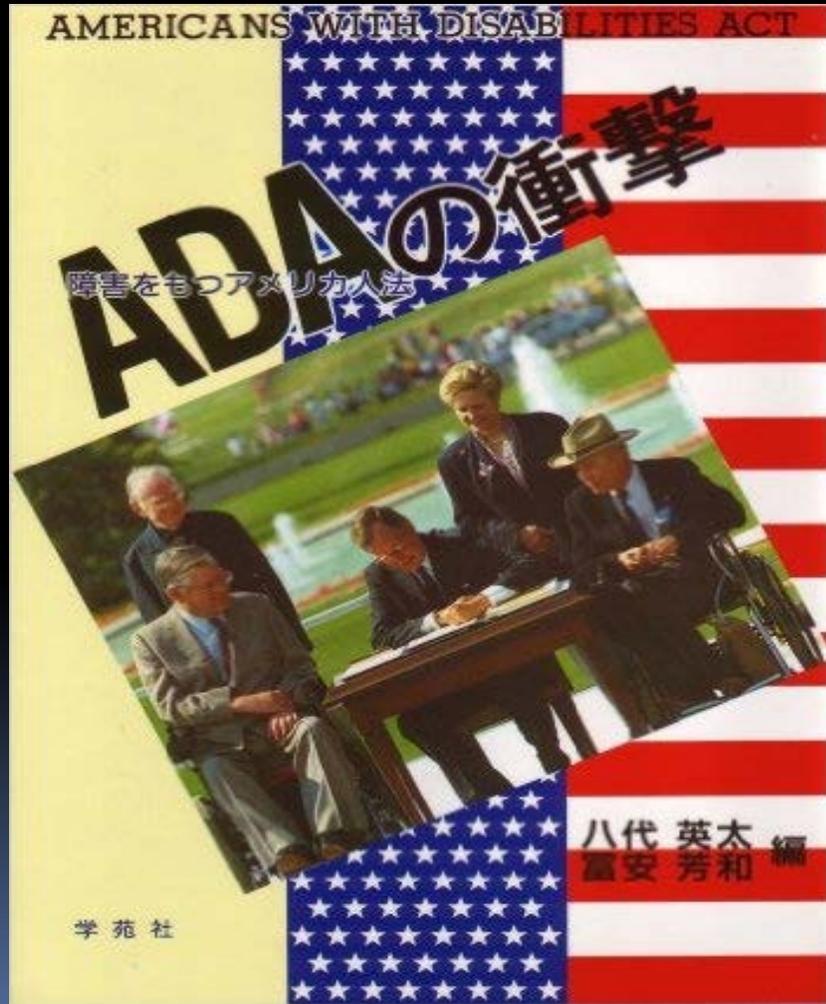




学校は何をすべきか

合理的配慮について

障害を持つアメリカ人法(Americans with Disabilities Act of 1990)



- 公民権法(1964)は、人種 (race)、肌の色 (color)、信仰 (religion)、性別 (sex) または出身国 (national origin) による差別を禁止したが、障害者への差別を禁止する規定はなかった。
- ADAの成立により、障害者も同様に差別が禁止された。
- 2008年に改正法が議会を通過し、2009年から施行されている。

時は1990年・・・、カリフォルニア州・バー
クレー市にて

- バークレー自立生活センターの副所長(当時)
ジュディー・ヒューマン氏。



ジュディー「バークレーの町を、私たちと一緒に回りませ
んか？」

日本の関係者「団体旅行で他の人達も一緒だから・・・」



ノーマライゼーションと障害者

人権と社会







“Christmas In Purgatory:
A Photographic Essay On Mental
Retardation”

煉獄のクリスマス(1966)

バートン・ブラット



下記URLはリンクを張っていますので、クリックすれば、
ページに飛びます

<http://www.disabilitymuseum.org/lib/docs/1782card.htm>

バンク-ミケルセン (Neils Erik Bank-Mikkelsen)の ノーマライゼーション理念の特徴



- ノーマライゼーションの生みの親
- 「障害者(特に知的障害者)も一般市民と同じ条件で援助されるべきである」という点があげられる。これには「援助は属性としての障害ではなく障害者のニーズに基づくことが必要であり、同じニーズに対しては例え障害種が異なるろうとも同じサービスが提供されるべき」という考えがある
- ミケルセンに一貫しているのは、知的障害者をノーマルにするのではなく、知的障害者の生活条件をノーマルにしていく環境を提供していくことにある。

ニイリエ(Bengt Nirje)の ノーマライゼーション理念の特徴



- ノーマライゼーションの育ての親
- ニイリエは、以下の8つをノーマルにすることと述べている。
 - ① 1日のノーマルなリズム、②一週間のノーマルなリズム、③一年間のノーマルなリズム、④ライフサイクル、⑤ノーマルな理解と尊重、⑥ノーマルな相互関係、⑦一般市民と同じ経済条件の適用、⑧ノーマルな住宅環境の提供を謳っていた。

ヴォルフエンズベルガー (Wolffensberger)の ノーマライゼーション理念の特徴



知的障害者が逸脱者としてとらえる社会意識のあり方を問題視した。つまり知的障害者が逸脱者としてとらえることは、社会から価値を低められた人として見なされることであり、如何にその価値を高めていくか、社会的な役割を実現していくかにノーマライゼーションの意味を見いだしている。

ノーマライゼーション理念の展開

- 自立生活運動(IL: Independent Living)へ
 - 1)障害者の人権
 - 2)自己決定権
- 「完全参加と平等」から「共生社会」の実現へ





権利と合理的配慮

「障害者の権利条約」から障害者差別解消法へ



障害者の権利に関する条約

- 「国連障害者の権利条約(*Convention on the Rights of Persons with Disabilities*)2006年採択」
- 障害（身体障害、精神障害及び知的障害）のある人の尊厳と権利を保障するための国際的な人権条約
- 日本は2007年に署名、2014年1月20日、批准書を国連に提出し、140番目の締約国となった。

そもそも権利を守るとは(障害者虐待防止法から考えてみよう)?

「障害者虐待防止法」とは、

- 「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」をいう。
- 障害者虐待の類型は、「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つ。
- 平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。

あなたは何と答えますか?

Question!

- 新潟県の最低賃金時間額 778円。ちなみに「最低賃金の減額の特例」というものもあります。

先生「この生徒は、清掃の仕事については、十分な能力を兼ね備えています」

雇用主「確かに十分に能力あるよ。でも、うちも今、余裕がないんだよね。どんどん、よそとの競争が厳しくなってるしね・・・先生の熱意はわかるんだけど」

先生「そこをなんとか」

雇用主「う～ん、じゃ試しにということでもいいかな。給料も、悪いけど最低賃金は出せないよ。それでもよければうちで面倒見るよ」

先生
「(Q 試用期間はどのくらいになりますか?ちなみに)」
賃金はどのくらいになりますか

【参考】第6表 年度別・虐待種別障害者数(虐待が認められた障害者)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放置等による虐待	経済的虐待	合計
25年度	28	8	52	5	352	445
	6.3%	1.8%	11.7%	1.1%	79.1%	100%
26年度	32	9	46	18	508	613
	5.2%	1.5%	7.5%	2.9%	82.9%	100%
27年度	87	11	88	16	984	1,186
	7.3%	0.9%	7.4%	1.3%	83.0%	100%
28年度	57	6	115	14	852	1,044
	5.5%	0.6%	11.0%	1.3%	81.6%	100%

(単位:人)

- 虐待種別については、重複しているものがある。
- 四捨五入による端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- 平成25年6月19日に可決、成立。平成28年4月1日から施行。
- 障害者基本法第四条「差別の禁止」の規定を具体化する目的。
- 合理的配慮をしないことは差別にあたる。
- 公共機関や民間企業に対し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁じ、過重負担にならない限り、施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮を求める内容。

障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例(施行：平成28年4月1日)

- 「差別解消法」の「上乗せ」・「横出し」条例
- 障がいのある人からの意思表示があった場合だけでなく、周りの人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合にも、合理的配慮の発生要件となる。
- 民間事業者に対しても、法的義務としている。

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryoo/shofuku/oshirase/tomoniikirujyourei.html>

合理的配慮(reasonable accommodation) とは

- 「障害者の権利に関する条約」の中では

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「権利」を伝える力

- 合理的配慮は、「権利」の行使に際して、必要とされるものである。
- 建物へのアクセスを保障するために設置されるスロープは、その建物への利用が必要な人にとっては、合理的配慮になり得るが、そうでない人にとっては合理的配慮ではない。
- つまり、合理的配慮は個別に検討されるべきものである。したがって、個別に必要とされるものを伝える事が要求される。

本人以外が「〇〇することが、合理的配慮です」 →
こう言ってしまうことが、そもそもが怪しいのです。

権利擁護(advocacy)という考え方

- 自身の権利を伝える事が難しい人の代わりに、その権利を伝える・・・。
- 権利を擁護するためには、その人が求めていることを理解していることが求められるのだが・・・これが実はとても難しい。

「この子は、オレンジジュースが飲みたいのです。」
果たして、本当にそうですか？



誰が選ぶのか

研究から学ぶ特別支援教育の本質



Parsons & Reid(1990)の研究

■ 対象

5人の最重度の知的障害成人(平均の知的発達年齢2歳未満)言語能力については、「～をとって」の要求に応じることが出来る。

■ 方法

2種類の食べ物を目の前で6等分し、それを小分けにした一対をまず味見。その後残りのペアについて好きな方を選択して食べるように指示した。

■ 結果

対象者は選択肢の内容に応じて一方だけを選んだり、適度に分散して**一定の嗜好パターン**を示した。

Parsons and Reid (1990) Assessing food preferences among persons with profound mental retardation: providing opportunities to make choices. J Appl Behav Anal,23(2),183-195.

Parsons & Reid(1990)の研究では



一つずつ味見をして、好きな方を選ぶ

「誰」が選択しているか?

- Parsons & Reid(1990)の研究では、対象者はあくまでその選択内容を供給者によってコントロールされているに過ぎないのではないか . . .
- もし選択肢の対象物が、本人にとって好ましくない物であっても強制的に選ばなければならないのではないか?

これは本当に「自己選択」していると言えるのか?
権利の問題を考える上ではとても重要な視点である。

そこで望月(1998)は・・・

- 9名の知的障害(最重度あるいは聴覚障害を重複しているものも含む)
- Parsons & Reid(1990)の選択決定の研究手続きをもとに選択(例えば「カップケーキ」と「ようかん」)について検討。ただし「他のもの」という選択肢が加えられた。
 - 1年にわたって、「他のもの」も含む選択行動の形成が指導された。
 - 結果は、「他のもの」の選択が多く見られた。

自己選択には、機会（社会）と技能（本人）が必要なのです・・・



他のもの



一つずつ味見をして、好きな方を選ぶ

重度の知的障害があるから・・・

- 重度の知的障害がある人達は、自分の権利を自分で守ることは、果たして出来ないのだろうか？
- 自分の生活を、豊かに送ることは出来ないのだろうか？

もしかしたら、単に教育の機会も、それを行使する機会も与えられていないだけではないか。そんなことが、これから議論になるはずですよ。



おわりに

「共に生きる」ために対話のある社会に



有川研究室

E-Mail : arikawa@ed.niigata-u.ac.jp

Twitter: <https://twitter.com/aripiyon>

Facebook : <https://www.facebook.com/arikawa.hiroyuki>

HP: <http://arichannel.jp/>

本日使用したパウポのPDFを、1週間
だけホームページの「研修資料」
[http://arichannel.jp/research-
program/lecture-meeting/](http://arichannel.jp/research-program/lecture-meeting/)
にアップしておきます。ダウン
ロードは自由です。



研究室公認ゆるキャラ「あり
犬」